

釧路市消費生活センター 相談室だより

その②

2021.12 月発行

こんにちは！ 釧路市消費生活センター相談室より2回目のおたよりです。さて、‘契約’という言葉はあまり身近ではないかもしれませんが、実は日々の生活に‘契約’は欠かせません。契約とは法的な責任が生じる約束のことで、例えば友達と映画に行く約束は‘契約’ではありません。契約は互いの合意で成立し、口約束でも成立します。スマホの画面でクリックしても成立します。契約書は契約の内容をハッキリさせ、証拠を残すために作られますが、契約書に署名・押印していなくても法的責任は変わりません。契約が成立するとお互いに権利と義務が発生し、それを守らなければなりません。相談室には‘先日の契約をやめたい’という相談が多く寄せられますが、契約は一方の都合でやめることはできないのです。

同じ高校生でも…未成年と成年とでは契約上 立場は大違い！

2022年5月 脱毛エステを申し込んだ仲良し二人組。

親に猛反対されたから、解約したいけれど…

エステ契約書
108,000 円
(3,000 円×36 回払い)



※特定継続的役務提供の要件に当てはまるエステの場合、店舗で申し込んだ場合でもクーリング・オフや中途解約が可能です。

一旦成立した契約は簡単にはやめられません。

しかし、以下のような場合はやめることが可能です。

- ① 相手が契約を守らないとき
- ② 騙されて誤解して契約したとき
- ③ 脅されて怖くなって契約したとき
- ④ 双方で契約解消の合意があったとき
- ⑤ 未成年であった場合
※事業主である場合・結婚している場合など例外有
- ⑥ クーリング・オフができるとき
【通信販売（ネット通販含む）や店舗販売ではクーリング・オフが出来ません】

2022年4月1日以降、18歳以上が結んだ契約は原則取り消せません

????? 消費ミニクイズ ?????

Q. 昨日お店で買ったトレーナー。やっぱりもっと暗い色の方が良かったかなあ……未着用だしレシートもあるし、1週間以内なら返品・交換してもらえる？（答えは下）

クイズの答え：原則返品・交換出来ません。店舗で買った物をした場合、消費者の都合だけで返品することは出来ません。店舗販売や通信販売には、クーリング・オフ制度の適用がなく、返品や交換を受け付けてくれるのは、あくまでも店独自のサービスです。法律では解約・返品を受け付けられない義務付けていません。

相談現場より

「初回 500 円 1 回限りだと思ったのに…」という定期購入トラブルの相談が続いています。「申込時の広告内容等が確認できるものはありますか」と尋ねるとスマホに記録がなく、申込時点の解約・返品規程が分からないことが少なくありません。ネット通販は契約時の規約が有効です。トラブルに備えるためにも、スクショを取るなどして、ぜひ契約時の記録を残す習慣を！

発行：釧路市消費生活センター 相談室

釧路市役所 2 階 （平日 10:00～15:30 受付）

ご相談は 0154 (24) 3000 または ☎188 (いやや) へ

2022. 4. 1

18

years old

ADULT START

イントロダクション

大人のあれこれ

あと
4 か月



釧路市消費生活センター

契約トラブルのご相談は0154-24-3000

または全国共通ダイヤル188へ

ネットでショッピングする



バスに乗る



スマホで音楽をダウンロード



お医者さんに診てもらう



お店でおにぎりを買う



あれもこれも

ぜ〜んぶ『契約』だよ

2022年4月1日から成年年齢が18歳になります

